

# 近代神社行政における神社境内の公園的性格

河村 忠 伸

## 序

神社の公共性を論じる際、空間即ち神社境内が社会に對しどのような意義をもっているかという点を考察することは重要である。<sup>(1)</sup>その観点から、公園と神社境内を比較することからは神社境内のもつ公共性と特殊性を明らかにすることが期待できる。神社境内が不特定多数の散歩コースとなっていたり、子供の遊び場となっていたりと公園的に利用されている事例は少なくない。また、都市部における神社の森林は緑と憩いを市民に提供しており、神社界も都市に於ける「鎮守の森」がもつ意義を社会に對し主張している。また、近隣との触れ合いという点から神社の公園的性格を評価する神社関係者もいる。このように現在、神社境内及び神社林が社会に對して公園同様の働きをなし、公園的性格を有していることは明らかである。しかし、神社と

は祭祀の場であり、一般の偕楽の場である公園とはその設立目的が異なる。その為、神社の尊嚴護持、祭祀嚴修のために公園の利用が制限されることもありうる。具体的な例を挙げれば、犬の散歩の問題がある。多くの神社は歴史的経緯に依り、犬の進入を禁止している。進入を注意する神職と犬の飼い主とが口論に發展する事例もあり、多くの神社関係者にとって切実な問題の一つである。また、当然であるが神社は公園として設計、運営されていない為、一般が求める公園の利用に對処できないという問題もある。転倒の危険性のある灯籠、キャッチボールをする空間と参道との距離など、境内を公園として開放した場合、そこには多くの危険を孕んでいる。以上から境内の公園的性格を研究することは神社の公共性を考察する上でも、実際の神社運営の上でも喫緊の課題であると筆者は考える。

既に先行研究が指摘しているように、神社と公園は密接

な関係にある。明治六年太政官布告に依つて我が国に公園制度ができた時、土地事業<sup>(2)</sup>の最中であつた社寺境内がその対象となつており、その後も東京市では社寺境内が公園地へと編入されていった。また、土地事業以降、官有地として管理されることとなつた境内は自然、公共空間としての性格を徳川時代と比べて一層強めることとなる。

本稿では近代神社行政における社寺境内地の公園的性格について、土地制度、風致林野、神苑といった関連分野を含め考察する。時期としては明治初年から終戦直後までを対象となり、到底論じられるものではないが、この問題の全体像と向後の研究課題を明らかにすることを本稿の目的とし、個別の課題については別稿に改めたい。

## 一、太政官公園の成立と社寺境内

我が国の公園制度は次の法令によつて始まる。

明治六年一月十五日太政官布告第十六号<sup>(3)</sup>

三府ヲ始人民輻湊ノ地ニシテ古來ノ勝区名人ノ旧跡等是迄群集遊觀ノ場所（東京ニ於テハ金龍山浅草寺東叡山寛永寺境内ノ類京都ニ於テハ八坂社清水ノ境内嵐山ノ類総テ社寺境内地或ハ公有地ノ類）従前高外除地ニ属スル分ハ永ク萬民偕樂ノ地トシ公園ト可被相定ニ付府県ニ於テ右地所ヲ其景況巨細取調図面相添大藏省ヘ可伺出事

この布告においていくつかの社寺の名が例示され、人民輻湊の地でかつ景勝地や名所旧跡を公園とする旨が述べられているが、社寺境内を境内地（即ち社寺に所属する土地）のまま公園とすることを意図しているのではない。明治四年の上知令により、社寺領は解体された。しかしそれは知行権の解体に留まり、近代土地所有制度を確立するために、それまでの複雑な土地所有権を判別する必要がある、それは地租改正事業によつて完成された。従つて明治六年時点で社寺の土地所有は確立しておらず、土地事業の最中であつた。土地事業によつて境内地（新境内）とされる部分と土地され官有地となる部分、更に個人の所有地となる部分に社寺領は区画されるのであるが、その所有権は当初、租税負担が判断基準であつたが、後に土地の取得原因が考慮されるようになる。明治六年一月は、租税負担が原則の時期であり、「除地」や「朱印地」は土地されるものと考へられていた。そこで布告をもう一度みると「従前高外除地ニ属スル分」とあり、公園の対象となるのは社寺領のうち土地され公有地となる土地であることがわかる。後述する日枝社などのように、境内地をもたず、公園地内に社寺が存在する事例も生じたが、太政官布告の意図していたものは、文面及び事例から土地された公有地を公園とするものであつた。また社寺境内のみが例示されているが、城

址も社寺境内とはほぼ同件数が公園となつてゐる。<sup>(4)</sup>

この太政官公園に関する研究は主に造園史の分野で進められてきた。太政官公園の目的については田中正大が「<sup>(5)</sup> 風都市の建設」、「遊観所の安堵」、「封建時代の跡地処理」の三点を挙げ、次いで守屋毅「近代「盛り場」考」<sup>(6)</sup>において遊観所の近代化の側面からこれを考察し、それらを受けて、高橋理喜男が遊観所の安堵を本布告の目的としつつも、外国の影響があつたことを指摘した。更に、白幡洋三郎は(一) 寺社地処分問題への決着、(二) 欧化、(三) 行楽地の保全、と目的を序列化した。田中の指摘した三点が通説視されてきたが、丸山宏は法令の制定過程を精査し、且つ神仏判然並びに社寺領上知令を中心とした一連の社寺行政に注目して、社寺境内地の保護に本法令の目的があると指摘した。また、小野良平は地租改正にともなう官民の土地所有の峻別化という説を支持している。

これらの議論は対象をどこに定めるかによつて異なつてくる。政府並びに公園の主管である大蔵省を対象とするならば、丸山が既に指摘しているように、社寺境内地を中心とした景勝地の保護が目的であつたことは次の文書に明記されている。<sup>(1)</sup>

過日御出省ノ節、松方租税権頭へ御談有之候公園ノ儀  
逐一致承知候見込ノ通連モ現今ヨリ欧米諸国ノ体裁ニ

相倣候儀者難出来元来有名ノ勝地無故取壊候儀無之様  
致度本旨ニテ、鄭重ノ入費ヲ人民ニ賦シ、更ニ風景ヲ  
裝飾致候趣意ニ無之候間御見込ノ如ク簡便ノ処置有之  
度、猶見込ノ趣者別紙ケ条書ヲ以テ及御達候間、先是  
ニ御参酌適宜之方則取調、今一応御申出有之候様存候  
此段申入候也

明治六年四月二十三日 租税頭 陸 奥 宗 光

東京府知事大久保一翁殿

このように公園制度は政府より地租改正時における景勝地の保護の役割を期待されていた。これを受けた府県に於いてはその意図の通りの公園を設定したのであるが、東京府では都市の近代化や外国人への対応を考慮し、西洋風公園の設置を企画した。<sup>(12)</sup>しかし、この計画は財政上の問題から頓挫し、結局のところ、芝公園(三緑山増上寺)、浅草公園(金龍山浅草寺)、上野公園(東叡山寛永寺)、深川公園(富岡八幡宮)、飛鳥山公園(飛鳥山・幕臣領地)が公園として発足した。これらの公園運営が始動するまでは相当な紆余曲折があり、その原因として運営方法及び公園像が定まらなかつた点であり、公園地となるべき場所の住民の処遇を含めた旧社寺領の処分が進まなかつた点が指摘できる。<sup>(14)</sup>また、公園設定過程に於いて借地収入による西洋風公園建設費用を捻出しようとしたため、東京府における公園は近代的

「盛り場」という特殊な性質をもつこととなり、それは公園制度に大きな影響を残すこととなる。この時点において多様な公園観が存在した、若しくは発生したことは、以降の公園に関する言説を考察する上で注意しなくてはならない。

東京府の公園制度が近代的「盛り場」としての性質を持つことになったのは、あくまで西洋風公園を建設する為の暫定的な処置であり、恒久的に「盛り場」を残す意図はなかった。むしろ東京府の方針は、従来の「盛り場」を撤去しようとするものであり、浅草公園の住民の立ち退きを計画したり、<sup>(15)</sup>住民を借地人ではなく、居住を認めない出稼人<sup>(16)</sup>にしようとしたりしている。しかし、一度運営を始めてしまうと毎年一定の公園運営費を捻出しなければならず、「盛り場」としての性質を維持するようになってくる。その方針転換の嚆矢となるのが、明治九年九月の深川公園の出稼出願の奨励である。<sup>(17)</sup>東京府の公園運営が本格的に軌道に乗るのが、府による運営が確定した明治八年以降である。この方針により神社運営が大きく左右されたのが、境内地全てを公園地に設定した赤坂の日枝神社である。

## 二、神社境内の公園化

### (一) 日枝神社境内の公園化

公園制度発足以降、神社境内の一部や近隣が公園化されることがあった。そうした中で、赤坂の日枝神社は境内全域が公園地となり、長年公園地解除が申請されながら、終戦まで認められなかった。日枝神社の公園化とその解除までの過程を考察することで、神社と公園との相違を浮かび上がらせることができる。日枝神社の事例については、『日枝神社史』<sup>(18)</sup>において自社所蔵の文書を基にその経緯が詳細に整理されている他、近年、藤本頼生が社会事業と都市行政の観点から内務官僚の神社観に焦点を当てながら、藤田大誠が公共空間との関わりから、神社と公園について考察している。ここでは先行研究を基に神社経済に注目して、神社境内の公園化を考察する。

日枝神社の公園化の発端は、祠官、総代連署の下に、明治十四年四月二十五日付で麴町区長を経由して東京府知事宛に提出された「日枝神社境内地公園御開設願」<sup>(21)</sup>である。連署したのは府社日枝神社祠掌総代、権中講義千勝興文と官幣大社氷川神社宮司兼日枝神社祠官、大教正平山省齋の他産子総代七名である。連署によりこの嘆願は日枝神社の

総意であつたことは明らかである。公園化の理由としては「一ノ遊園ニ創築セバ、一ハ以テ人々ノ健康ヲ養ヒ、一ハ以テ宮殿維持ノ道モ相立、旁ヲ将来ノ福祉ヲ植ル、何ノ洪慶カ之ニ加ヘムヤ」とあるように、周辺住民に公園を提供すると共に境内の維持運営にとつても便利な方法であると述べている。嘆願を受けて、明治十四年五月七日に東京府知事松田道之は内務卿松方正義宛に荒蕪地となるよりは公園とすべきであるとの伺いを立てて、明治十四年六月一日に公園地として承認されている。この時、経営費について「外公園地内ノ所得（借地料）ヲ以流通可致見込有之」と申し添えている点より東京府のが借地料を公園運営の財源として当て込んでいることが明らかになる。公園設定後、日枝神社境内は整備が進められ、崖の崩壊修理や植樹がなされた。

日枝神社ではこのように神社境内を公園化することによって境内及び周辺の整備を進めたのであるが、他の神社の事例からも公園化の経済的利点があつたことが窺える。例えば、明治十三年七月に富岡八幡宮表門の溝渠の浚渫について深川区長より公園内借地料より引去してよいか出願がなされ、許可されている。<sup>(23)</sup>同年八月には同じく富岡八幡宮の出願により深川公園地の掃除費用が免除されている。<sup>(24)</sup>明治二十三年四月、湯島天満宮より境内の公園地編入を出

願、許可された時には、金二千五百円が手当として下げ渡されている。<sup>(25)</sup>この金額はそれまでの神社収入となつていた借地料年百七十六円相当を利息で補償すべく算出されたものである。湯島天満宮の事例では、明治二十一年以降、東京市区改正委員会に於いて神社公園の境内地編入が決定し、行政的に公園地編入が勧奨されていたという背景があるが、以上の事例から神社境内を公園化することは神社にとつて相応の経済的利点があつたことは明らかである。同時に公園化が進められた背景に当時の神社経済の事情があつたものと推測される。社寺領上知、社有林の官有林化は近世までの社寺の収入源を喪失させ、又、封建的社會の解体により諸侯を始めとした庇護者の状況も大きく変化している。富突きも禁止されており、社殿本堂の修復などの大掛かりな境内整備は経済的に難しい状況にあつたものと思われる。この時期に社寺による官有林の無断伐採が史料に散見されるが、かかる経済的事情があつてのものと思われる。

府社日枝神社は公園化後の明治十五年に官幣中社に列格、次いで大正四年には官幣大社に列格した。この昇格は神社の管理に大きな変化を齎したものと思われる。抑々、官国幣社と府県社以下では次のような差異がある。まず祭典に際し官国幣社へは、皇室又は国庫より神饌幣帛料が供進されるのに対し、当時の府県社以下へはこの制度がない。<sup>(26)</sup>次

に管理について、官国幣社へは国家より営繕などに付、経費が支出されるのに対し、府県社以下は神社、氏子崇敬者、地方公共団体に維持運営が委ねられている。更に、神職についても、役職名や任免、待遇に於いて差がある。<sup>(28)</sup> 以上のような変化から日枝神社の神職が昇格と共に祭祀と神社の管理について更なる厳格さを求めたであろうことは想像に難くない。

実際、昇格以降、境内が公園であることが神社の尊厳維持に欠くところあることが日枝神社関係者から問題視されるようになり、公園の指定解除の請願が相次いで提出されるようになる。その最たるものは大正九年八月に宮司宮西惟助<sup>(29)</sup>が氏子総代連署の下に内務大臣、東京府知事、東京市長に提出した「麴町公園ヲ官幣大社日枝神社境内地ニ復旧セラレタキ件陳情書」<sup>(30)</sup>である。陳情書には「然ルニ明治十四年四月、本社ノ社格府社タリシトキニ於イテ、境内地ヲ挙テ公園地ニ編入セラレタルハ、当時神社制度不備ノ際、充分ノ考慮ヲ欠キシモノニシテ、本来神社境内地ト公園トハ根本ニ於テ其ノ性質を異ニシ、莊重森嚴ナラザルベカラザル神域ノ施設ト、散策遊樂ヲ目的トスル公園トハ、決シテ兩立スルモノニ無之」と神社境内と公園を根本的に異なる存在とし、具体的な弊害として、本殿附近に設置されたベンチでの醜態昼寝の不敬者や本殿付近での掛茶屋におけ

る放歌弦声、常住営業者が弊衣を竿頭に高揚すること、本殿背後の共同便所の設置が挙げられ、何れも「国家ノ神社ヲ宗祀スルノ趣旨ト相副フモノニ非ズ」と主張する。

## (二) 神社界の公園観

ここで明治から大正期における神社界の公園観について、『神社協会雑誌』<sup>(31)</sup>（以下、本稿では『雑誌』と称する）、『全国神職会会報』（以下、『会報』と称する）見ていくと、様々な意見のあつたことが判る。まず明治三十六年刊行の『雑誌』第十一号の「質疑解答」欄に於いて、国幣中社が中央に鎮座してその周りが悉く公園地であるのは不敬かという問いに対し、編者は不敬の建物を接近して建てるなどしなければ、別段不敬ではないと回答している。神社協会が内務省神社局長を会頭に擁して発足した経緯から、『雑誌』の内容が内務省神社局の方針に沿ったものといえる。他方、神職の側からは、寒川神社宮司額賀大直が「神域風致論」<sup>(32)</sup>を『雑誌』に寄稿し、「神境は決して公衆の遊興地にあらざ、又決して公共の公園にもあらず、神境は公衆一般の崇敬を撃くべき神祇の鎮祭せらる、聖地たるなり、換言せば、人を楽ましめ喜ばしめむがために、決して其神聖を滅却する能はざる所たるなり」と境内の尊厳護持を訴えている。又、森川一郎は『雑誌』への寄稿「神社境内の注意に就

て」<sup>(34)</sup>に於いて靖國神社周辺の非教育的な興業は遺憾と述べ、中野周次郎は「神社境内を小公園となすの説に就て」<sup>(35)</sup>に於いて子供の遊び場となることで親しみから狎れとなり、神社の尊厳を損なうとして公園地化には反対意見を述べている。こうした反対意見に対し、社頭隆昌の為に公園化に賛成するものとしてとしては、山口正興が『会報』に寄稿した「帝都に一大神苑の開設を望む」<sup>(36)</sup>があり、靖國神社周辺に商業施設を併せた一大公園の設置案を開陳している。

こうした議論は、大正八年以降、造園学や建築学の方面からこの問題について指摘がなされるようになり、転機を迎える。即ち、造園学の立場から本多静六、上原敬二、本郷高德、建築学の立場から角南隆が『雑誌』に神社境内、神苑、公園、社有林に関する論考を寄稿するようになる。この時期に上原らの論説が『雑誌』に寄稿されたことは、上原らが携わった明治神宮御造営の成果を神社行政に反映しようとするものと評価できる。これらの論説は多少の差異があるものの、神社と公園について共通する問題意識としては、上原敬二が「神社風致林の造成に就て」<sup>(37)</sup>に於いて「既に遊園地化し、神境全く俗化した其例は乏しくない」と述べ、本郷高德が「神社林の意義」<sup>(38)</sup>に於いて「小規模の神社境内を公園的に利用しようといふのなら、これは神社と公園との混同で、無議論問題にはならない。」と批判し、

角南隆が「速谷神社境内植樹の計画に就て」<sup>(39)</sup>に於いて自己が設計上心得としている「神社境内施設心得八則」の於いて、その第一に「神社境内は公園に非ず」を掲げているように、神社と公園とを明確に区別することを志向するものである。そして、両者を区別する具体的な方法として「分割」(ゾーニング)を提示している点<sup>(40)</sup>が、それまでの議論とは異なる点である。「分割」とは、青井哲人が指摘するように上原ら以降の神苑設計に於いて見られる神社境内中枢部(内苑)と公園的施設(外苑)を峻別化するという理論である。ゾーニングによって、単純に境内を公園化する、しないの議論ではなく、境内を神聖さによって区分し、公園的施設を設置しても尊厳上風致上問題のないよう設計するということが可能になった。

### (三) 境内地の公益使用の方針転換

ここで神社行政に於いて境内地の公共利用がどのように考えられていたかについても検討したい。まず、維新後の政府は急速に進めなくてはならない公共用地の場合<sup>(41)</sup>については社寺境内によって代用しようとしたことは、明治六年三月文部省布達「神官僧侶ノ其社寺内ニ中小学校ヲ開クヲ許スノ件」<sup>(42)</sup>などから窺える。しかし、それは近代化の過渡期であったからであり、公共施設が整備された時期にあつ

ては、寧ろ混乱の元となりかねない。明治三十五年『雜誌』の「質疑解答」には

(問) 神社境内へ町村役場又は公共事業に係る建物を特別を以て建設せしむるを得るや(會員松山若冲)

(答) 神社境内は祭典上又は神社風致上必要なる区域を画し定められたるものなり従つて町村役場又は公共事業に係る建物等を取設けること能はず尤も不得已必要あり或短年月を期し(仮令は学校又は役場を他に移転建築の必要生ずるも差当り其付近に適當の場所見当らず依て他に適當の場所選定の期まで)之等建物を取設けんとするものなるときは事由を具し地方庁へ願出て地方庁より内務省に伺出つれば其年限に依り或は特に許可せらるることあるやに聞く

とある。<sup>(42)</sup>法令上も公共事業に境内を提供するという規定はなく、神社行政に於いて、境内地はあくまで「祭典法用ニ必需ノ場所」<sup>(43)</sup>であつて、公共事業に供するのは非常の場合と考へていたことが判る。

転機となつたのは、明治三十六年十一月二十日内務省令第十二号「社寺佛堂境内地使用取締規則」<sup>(44)</sup>第一条である。

第一条 社寺寺院仏堂境内地ハ左記各号ノ一二該当スルモノヲ除クノ外其社寺寺院仏堂以外ノ者ニ於テ之ヲ使用スルコトヲ得ス

一、一時限りノ使用

二、參詣人休息所等其使用一箇年以内ニ止マルモノ

三、公益ノ為ニスル使用

本省令以降『雜誌』に於ける公共事業への境内地の提供に対する見解も明らかに変わつてくる。例えば、『雜誌』第五年第五号の「解疑」<sup>(45)</sup>では電線設置の際の境内樹木伐採の可否に対し、風致を斟酌し、やむを得ないものに限り伐採すると軟化し、同第八号<sup>(46)</sup>では神社境内に公共施設の為に境内地を借りることの可否に対して、地方長官の裁量と回答している。更に同第十二号<sup>(47)</sup>では鉄道敷設のための境内林伐採を神職は拒否できるかという問いに対して、理由を詳具して地方長官に上申し指示を受けるよう回答する等、「社寺佛堂境内地使用取締規則」以降、祭典法要の土地の保護が公益目的の前では絶対ではなくなつてくる。

#### (四) 東京市と内務省の見解の相違

日枝神社の事例以降も境内の公園化は推進される。明治二十一年十一月開催の第十五回東京市区改正委員会では、<sup>(48)</sup>十九番銀林曰 梅若ノ如キハ神社ニナリシ故公園ニ

編入為シテ可ナレトモ、寺院ニハ墓  
地アリテ公園ニ為スハ面倒ナルニ依



リ蓮華寺ハ省キタリ。

四番福地曰 長命寺ハ如何ナリシヤ。

二十五番芳野曰 私ハ長命寺ヲ公園ニ編入セント欲シ  
タレトモ委員ノ多数ハ之ヲ省カレタ  
リ。

十九番銀林曰 寺院ヲ公園中ニ編入為ストキハ葬儀

等ノ差支アルヲ以テ長命寺ハ除キタ  
リ。

とあつて、寺院に於ける葬儀、墓地という性質が公園に相  
応しくないので公園より寺院を除くと述べているのみで、  
社寺ともその境内を公園に編入すること自体は問題とさ  
れていない。

こうした状況に神社行政の側からは、明治二十八年十一  
月二十六日内務省訓令第八百三十二号「公園地内ノ境内区  
域更正ノ件」<sup>(49)</sup>で、

官有地ニ係ル公園中従来社寺仏堂ノ境内地タリシモノ  
ハ其祭典法用ニ必要ナル区域ヲ限り公園ヨリ除去シ更  
ニ社寺仏堂ノ境内地トナスヘキ見込ト個別精細取調実  
測絵図面相添ヘ更正方按ヲ具シ来ル十二月二十五日限  
リ取纏稟議スヘシ

右訓令ス

と祭典に必要な区域を区画する旨訓令が出される。しかし

本訓令は、同年十一月二十六日通牒社甲第四十一号「公園  
地内ノ境内区域更正取調方ノ件」<sup>(50)</sup>に「尤モ本件ハ種々ノ関  
係モ有之儀ニ付貴庁限リ調査セラレ候儀と御心得有之度依  
命此段及通牒候也」とあつて強制力を伴わず、日枝神社の  
公園解除には至っていない。尚、公園設置後に社寺仏堂が  
建設された事例もあつたようでも調査するよう明治  
二十九年一月十五日通知秘別第五百五十七号「公園設置後建  
設ノ寺院仏堂境内区域取調ノ件」<sup>(51)</sup>が出されている。

その後の神社行政に於いて本訓令は支持されており、例  
えば、『神社行政法講義』では「由来神社境内地と公園と  
は其設備の相似たるものありといへども、一は神聖莊嚴を  
主とし、神明を慰むるを目的とし、他は清楚快豁を主とし、  
民衆を楽ましむるを目的となすが故に、設備上其趣旨を異  
にするのみならず、時としては公園の経営上神社を移転せ  
しめざるを得ざることあるべし。然れば少くとも神社境内  
地を区画し置くの計画をなすこと急務なるべし」<sup>(52)</sup>とし、  
『現行神社法令通解』は「官社府県社の如きものの中にも  
公園地内にあつて神社自から境内地を有たぬものがある。  
これは敬神本旨の我国では素より杞憂には相違ないが、嚴  
格に考へると誠に心細い次第であつて、明治二十八年には  
当事者に関係なしに神社祭典に必要な区域を地方庁に取調  
べさした事があつて（同年十一月二十六日内務省訓令第八百三

十二号同日社第四十一号社寺局長通牒）その後神地を分割した  
ものもあるが未だにそのまゝのものもある。これは速かに  
それ／＼区分するやうにせねばなるまい。」<sup>(53)</sup>と述べている。  
内務省の方針は神域の尊厳よりもむしろ管理上から公園上  
にあることを不適切としている感があり、それは前出の  
『雑誌』第十一号の回答からも窺える。

東京市と内務省との相違は都市行政と神社行政との相違  
とも見えるが、明治三十五年の日比谷公園起工式において  
造営委員長・東京市助役吉田弘蔵が「概スルニ古神社仏格  
ノ境内ニシテ真ニ公園トシテ適格ヲ備フルモノアル事ナ  
ク」<sup>(54)</sup>と述べているように、明治三十年頃には公共設備も整  
い始め、東京市でも初期公園政策再考の気運があり、単純  
に割り切れない部分がある。行政に於ける公園観の変化に  
ついては向後の課題としたい。

#### (五) 公園解除の阻害理由

境内の公園化が廃止されなかつたのは、東京における太  
政官公園が「盛り場」の経済力を背景に運営されていたこ  
とが最大の理由である。昭和八年十一月二十八日開催の神  
社制度調査会第三十六特別委員会に宮西惟助が特別に番外  
臨時委員として参加し、公園内の神社が問題視された。こ  
の時、総務課長の児玉九一より日枝神社のような事例は東

京に於いてのみ確認でき、国有財産上の公用財産としての  
神社用地として区画することが望ましく東京市と交渉して  
いるが、「是ハ公園ノコトニ付キマシテハ東京市デハ色々  
財源ノ関係等デナカク、困難ナ問題ガアルノデゴザイマス、  
東京市デハ公園地トシテ国カラ供用サレテ居リマス土地ヲ  
色々貸地ニシテ居ルノデゴザイマス、例ヘバ本所緑町デア  
ルトカ或ハ芝公園デアルトカヲ貸地ニ致シマシテソレデ収  
益ヲ拵テ居ル所ガゴザイマス」<sup>(55)</sup>と公園地の借地料が東京  
市の財源となつていることを理由に難航していると述べて  
いる。公園制度発足時から東京は借地料収入を公園の運営  
資金に当て込んでおり、集客力のある「盛り場」が公園化  
されてきたという経緯がある。その代表が浅草公園におけ  
る仲見世の借地料収益であった。<sup>(56)</sup>このことから明治二十八  
年の訓令も東京が財政上の理由から調査のみに留めたので  
あろうと推測できる。又、神社行政には解決すべき事案が  
山積していたことも解決が遅れた原因と推測できる。<sup>(57)</sup>

結局、日枝神社の公園問題は、昭和二十年十二月の神道  
指令によつて国有地上に社寺があることが問題化したこと  
で解決される。政府はそれまで社寺に無償で貸し付けて  
あつた国有地を譲与、又は払い下げることとし、<sup>(58)</sup>内務省で  
はその前に、公園解除と境内地復旧をすべき旨通達した。<sup>(59)</sup>  
これを受けて日枝神社は各種手続きを行い、昭和二十四年

によりやく境内地が復旧することとなる。

### 三、神社林と神苑

#### (一) 行政における社寺山林の取り扱い

土地事業に於ける山林の取扱いについて、政府は当初より社寺の所有とするのに反対であった。その為、土地事業に於いても、林野は原則官有化の方針で進められた。京都に於ける社寺の境内林の土地状況を、京都府立総合資料館所蔵の史料を元に検討すると、祭典法用に差支えない限りほとんどの森林が土地され、窮屈な印象を受ける。社寺の森林管理に対する政府の不信感は相当なものであり、明治十年に内務省が太政官に対し社寺公費を以て植栽した森林を社寺に下げ渡すのは良質の林を「忽地秃尽スル<sup>(61)</sup>」と伺いを立てている他、土地事業中より官有地又は境内地の無断伐木を禁止する法令が出されている。こうした背景に社寺による無断伐採が少なからずあったことは事実であるが、社寺が無断伐採した理由として上知令以降の社寺経済の大変化の影響も考慮しなくてはならない。抑々、神社、寺院の所有する森林が信仰上神聖な空間であるということは云うまでもないが、同時に近世以前より経済林としての側面も有していたという事実も失念してはならない。神社に

よっては近世より社殿修復の材木若しくは資金源として計画的に植林していた事例もあり<sup>(62)</sup>、上知令により森林のほとんどを官有化されたのは社寺にとって信仰のみならず経済上においても大打撃となった。

社寺としては信仰上経済上必要な森林の返還を繰り返し政府に要求していたのであるが、なかなか受け入れられなかった。しかし、社寺側の根強い交渉に政府も態度を軟化させ、明治十七年以降、保管委託制による使用収益の途が講じられるようになり、明治二十四年四月八日農商務省令第五号「社寺土地官林委託規則」<sup>(63)</sup>、明治三十二年八月二日勅令第三百六十一号「社寺保管林規則」<sup>(64)</sup>へと保管林の制度が整備されていった。

土地事業時に誤って収公された土地の還付も行われるようになった。これについては学問分野の功績も大きい。例えば朱印地について、政府は当初全てを封建的領土と見做していたが、その後、中田薫らの研究により社寺の所有地を朱印状で免税したことがあることが証明されている<sup>(65)</sup>。こうした学問的成果を受けて、明治二十三年四月十五日農商務省訓令第二十三号「官有森林原野引戻ノ件」<sup>(66)</sup>などにより正当な事由による還付の途も漸次開かれたのであるが、政府としてもいつまでも下げ戻しを続けるのは、行政上不安定であり、明治三十二年四月十七日法律第九十九号「国有

土地森林原野下戻法<sup>(67)</sup>により下げ戻し処分し期限を定めると共に、明治三十二年三月二十三日法律第八十五号「国有林野法」<sup>(68)</sup>に於いて、

第三条 社寺上地ニシテ其ノ境内ニ必要ナル風致林野ハ区域ヲ画シテ社寺現境内ニ編入スルコトヲ得

と定め、社寺の尊厳護持に必要な風致林野を境内編入することを認めた。この「国有林野法」以降、神社境内の理解は土地事業において定められた「祭典法用ニ必需ノ場所」に風致林野が加わることとなる。また、一連の法令により神社林は法律上、現境内上の林野と官有林を委託された保管林の二種類に分類されることとなった。

## (二) 上地林還付の影響

この上地林の還付は神社境内の公園的性格に強く関係している。土地事業に於いて、旧境内の森林のほとんどが官有化されたことは既に述べた通りであるが、これによって形成された新境内は極めて窮屈なものであった。神社境内に公園的性格を持たせようとした場合、空間的な余裕が必要となる。同時に緑地も求められよう。しかし、土地事業によって形成された新境内には空間的な余裕も十分な森林も残されていない。明治二十一年十一月五日開催の第十五

回東京市区改正委員会に於いて、小石川の白山神社、湯島神社、根津神社等を公園に指定する議論がなされた際、上地林の還付を条件として求める意見が出されている<sup>(69)</sup>。この議事録より上地林の還付の途が開かれたことは、神社の公園化そのものを促進したことは明らかである。同時に、公園化されなかつた神社境内についても、上地林が還付されたことにより空間的に余裕が生じ、公園的性格を付することが可能になつたものと推測される。この点については、具体的事例を基に神社整備と上地林の還付の時期などを考察していくことでより、関係性を明らかにすることができると思われる。

風致林野の制度は公園的性格を促進しただけではなく、神苑の誕生や境内整備、営林の必要性を神社管理に付すこととなつた。法令により官有林野を風致林野として還付された以上、社寺には林野の適切な運用を求められる。特に、阪本是丸が既に指摘するように、政府は官有林還付の制度を全面的に支持したのではないという背景がある<sup>(70)</sup>。その為、社寺は官有林の下げ戻しや風致林野の編入を許可されたと同時に、風致という理念に基づいた管理運営の義務を負い、反対に、行政は適正な管理運営を監督する必要が生じたと考えらるべきであろう。当然、風致林野の有り方については、議論が重ねられたのであろうが、法律上に留まらず、植生

などにも及ぶ問題であるために、本格的な神社林の有り方に関する学説は造園学の登場以降となる。我が国における造園学は明治神宮御造営に始まるのであるが、単なる西洋造園学の輸入と日本の風土への適応に留まらず、神社の信仰、歴史への積極的な適応が図られた。即ち、上原敬二らは神社林を神社の尊厳に基づき「分割」し、具体的な神社林を含めた境内設計や林野の運営を提唱している。こうした日本の造園学の誕生又は優れた建築技術の進歩は、挙国一致の大事業であった明治神宮御造営であったからこそ可能だったのであり、その後、多くの神社がその恩恵に浴した。行政にとつても日本の造園学の誕生は要望するものであったと考えられ、上原らの説は『雑誌』に掲載されるなど神社局に於いて採り上げられた。

造園学からの神社林に関する学説を幾つか紹介すると、上原敬二は前出「神社風致林の造成に就て」に於いて、神社林を「神社境内林」、「神社風致林」、「社有林」、「外苑」、「神體林」に「分割」した。「神社境内林」とは直接神社の風致に係る普通最も狭い意味の神社林であり、「神社風致林」とは間接的には神社の風致に係る部分であり、「社有林」とは神社の所有する経済林であり、「外苑」とは外域林又は境外に在る場合には公園的設備、公園林施設等の必要とする部分であり、「神體林」とは「境内林又

は風致林の一部を以て神座を安置する本殿に代はらしめるもので、境内の首部である内域林の方針を襲用し、一層神秘幽厳の設備を必要とするもの」である。又、本郷高德は「森林の施設経営(二)」<sup>72)</sup>に於いて、神社林を三つに「分割」した。第一は社殿に遠い森林で、それは経済的に或は半分経済的に、半分風致的になつて居る森林、第二は神社の風致としては別に必要はないが、国土の保安上経済的作業を許すことの出来ないもの、第三は神社の森厳維持或は境内の風致の上から厳格なる風致的の作業を要するものである。角南隆も前出「速谷神社境内植樹の計画に就て」に於いて、神域林、参道林、苑林に「分割」した植樹計画を解説している。

こうした学説の地方行政への波及については、京都府と滋賀県に「分割」が採用された社寺林苑の施策が見える。京都府社寺課林苑係作成の『社寺林苑計画並管理経営』<sup>73)</sup>では「殿舎区域」、「参道及通路」、「祭庭、社頭及門前広場(馬場)」、「殿舎付近の樹林区域(本殿裏の森林)」、「社頭及堂前の植樹帯」、「境内森林」、「神苑、庭園」、「外苑」、「社寺有林及保管林」と境内を分け、それぞれの林苑の設計について論じている。滋賀県学務部社寺兵事課編の『神社林苑提要』<sup>74)</sup>でも「神聖区域(御敷地)」、「神厳区域(神聖区域の外周―内域)」、「清厳区域(神厳区域に連る区域)」、「清雅

区域（神苑等）、「自由区域（外苑等）」に境内を「分割」している。管見では府県の於いて採用した事例は京都、滋賀しか見えず、又、学説をそのまま採用している訳ではない。しかし、上原らの説は明治神宮内苑、外苑という見える成果があり、その後、明治神宮御造営に携わった人材が日本の造園学を牽引していったことから、相当な影響力があったものと推測される。

### (三) 神苑の創出

こうした造園学の影響を受け、多くの神社で創設されたものとして「神苑」がある。「神苑」については、現在でも神社に於いて広く用いられている用語であるが、実はその歴史的経緯に関する研究はほとんどなく、定義も定まらないのが現状である。「神苑」の発生を主題として研究としては、<sup>(74)</sup>京都の神社の境内整備に焦点を当てた中嶋節子の研究がある。「神苑」の定義について、中嶋は

神苑は、明治以降の神社境内整備の過程で計画的かつ造形的につくられた林苑や公園のような場所である。

明治二十二年に竣工する伊勢神宮内外神苑を嚆矢とし、以後、全国の神社で神苑整備が進められるが、大正九年の明治神宮内外苑の完成は、近代造園学の技術的水準を高め、それを担う技術者を全国に輩出した点にお

いて、全国の神社境内に与えた影響は大きい<sup>(75)</sup>と述べている。又、戦前の行政に於ける定義として、『社

寺林苑計画並管理経営』では「神苑、庭園」と一括りにし、その区域は「社頭及堂前の植樹帯」又は「境内森林」の区域の内に設定される場合があり、造園的技巧はあくまで社寺林苑としての規模内で設計されるものであり、神苑又は寺院庭園としての品位を保ち清浄にして快適なる境域でなければならぬと解説している。これに対して、角南隆は「神社境内施設心得八則」のうちに「神社境内は私庭に非ず」を掲げ、「単なる観賞、実利、或は風流、趣味乃至枝振り造庭に数寄を凝らすべきものではない。従来所謂神苑と称するもの、大部分は之である。慎むべきである。」と解説している。また、本郷高德も「神社林苑の取扱について」<sup>(76)</sup>に於いて、

徒らに邸宅や遊園地の庭園を模して、これを神苑と名づけ、甚しきは最崇厳なるべき神殿地に繊細、華麗なる造園的手法を加へたるもの、如き、唯に神社に理解なき施設として嗤うべきのみか、これは実に神域を玩弄したもののとの誹あるとも余儀ないことでありませう。

と述べている。上原敬二も『神社境内の設計』<sup>(77)</sup>に於いて、遊園地化を批判している。彼らは先述の通り、明治神宮御造営を始め神社の設計に際し、西洋風の建築、造園を単に

輸入するのではなく、日本文化や環境へ適応させ、境内の尊厳を護持すべく苦心したのであり、そうした立場からの厳しい指摘であると思われるが、逆に、当時、多くの無名かつ小規模の「神苑」と称する施設が存在していたことがこれらの論説から判る。戦後の造園史では大規模な「神苑」が主に扱われ、小規模無名なものについては扱われてこなかった。向後の「神苑」研究では、こうした小規模の「神苑」をどのように位置づけていくのが課題となってくると思われる。

また、神社境内における公園的性格を考察する上で、神社に於ける公園的施設として用いられる「外苑」の定義も検討する必要がある。「外苑」の定義について戦前の言説を比較すると、公園的施設を有する若しくは公園的な施策が許される空間として捉えられている点が共通するが、「内苑」、「外苑」の関係、「分割」した場合の境内地内に於ける位置付けなどについて論者によって差異があり、「神苑」を研究する上で用法の整理が必要となってくる。

以上、林野と神苑について概観したが、林野については、特に下げ戻しに至る経緯について未開拓な部分が多く、下げ戻しや保管林の実情についても不明な点が多い。神苑については、研究そのものが少なく、多様な事例を検討していく必要がある。いずれにせよ神社の公園的性格を考える

上で、「神苑」、「外苑」はその中核となりうる問題であり、その前提として上知令以降の神社林の変遷がある。いずれも向後の課題としたい。

## 結び

明治六年の太政官公園の制度から社寺境内と公園は強い関係を持ち、日枝神社のように境内が公園に編入されることがあった。これは行政にとつてもは用地確保に於いて利便性があり、神社にとつても附属する景勝地を公園化することで、公費による維持が見込めるなどの経済的利点があった。又、神社関係者の根強い嘆願により上知官林が風致林野若しくは保管林として還付される途が開かれ、境内地に空間的余裕が生じたことも境内の公園化を促進した。しかし、日枝神社では官幣中社への昇格を契機に神社の尊厳と公園としての利用が問題とされるようになり、公園指定の解除が求められるようになった。公園を取り巻く環境も変化し、明治三十年頃から神社の公園化について再検討するような動きが見え、神社界、行政に於いて様々な意見が出されるようになった。こうした議論の中、大正八年頃より上原敬二や本郷高德、角南隆らによって造園学、建築学の方面から、境内を神社の尊厳に基づき「分割」し、具体的な神社林を含めた境内設計や林野の運営方法が提唱さ

れた。この「分割」により神社か公園かという二択ではなく、境内や神社林をその性質毎に分け、神聖との距離に準じて管理運営することが可能となり、そうした中に公園的なものを含めることが可能となった。こうした近代神社景観の画期となったのは明治神宮御造営による日本的な造園学の誕生と建築学の進歩である。そしてその成果は多くの神社にも恩恵を齎した。上原らの説は明治神宮という見える成果があったことで強い説得力があったものと思われ、内務省神社局に於いて評価され、京都府や滋賀県に於いても採用された形跡がある。

近代の神社行政に於ける神社境内の公園的性格を考察した時、神社境内に公園的な要素は見えるものの、究極的に境内とは神聖さが求められる祭祀の場所であり、市民の娯楽、福祉の場である公園とは異質なものであった。その性質の相違が激しく衝突したのが、赤坂の日枝神社の事例であり、建築、造園の分野で神社の尊厳護持を最大限に求めた上原、本郷、角南らの主張であったと思われる。日枝神社の問題が神道指令によって解決したように、近代神社行政に於ける境内地の問題はその道半ばにて中断され、問題を孕んだまま宗教法入法に取り込まれた印象を受ける。その未解決であったものが表面化して今日に於ける諸問題の遠因となっているのではなからうか。

註

- (1) 本稿は、平成二十三年度科学研究費補助金・基盤研究(C)「帝都東京における神社境内と「公共空間」に関する基礎的研究」(研究課題番号・二二五二〇〇六三、研究代表者・藤田大誠)、並びに明治神宮国際神道文化研究所平成二十三年度共同研究「明治神宮史に関する総合的・学際的研究」、第八回研究会(平成二十四年一月二十一日開催)に於ける発表を元に作成したものであり、両研究会の関係各位にまず以て深謝申し上げる。
- (2) 本稿に於いて、知行権を召し上げることを知とし、土地を官有地化することを上地と記載し区別する。
- (3) 阪本健一編『明治以降神社関係法令史料』神社本庁明治維新百年記念事業委員会、昭和四十三年、五九頁
- (4) 高橋理喜男「太政官公園の成立とその過程」(『造園雑誌』vol.138No.4、昭和五十年)
- (5) 田中正大「日本の公園」鹿島出版会、昭和五十四年
- (6) 守屋毅「近代「盛り場」考」(林屋辰三郎『文明開化の研究』所収、岩波書店、平成六年)
- (7) 高橋理喜男「太政官公園の成立とその過程」(『造園雑誌』vol.138No.4、昭和五十年)
- (8) 白幡洋三郎『近代都市公園史の研究―欧化の系譜―』思文閣、平成七年
- (9) 丸山宏『近代日本公園史の研究』思文閣出版、平成六年
- (10) 小野良平「公園の誕生」吉川弘文館、平成十五年
- (11) 東京市『東京市史稿』遊園篇四、昭和七年、五一―四頁
- (12) 前掲同書、四九―一頁



- (13) 史料によつては富岡八幡社、富岡神社ともあるが、本稿では富岡八幡宮にて統一する。
- (14) 前掲『東京市史稿』遊園篇四には、特に浅草寺の住民への対応が難航したことが窺える。
- (15) 前掲同書、五三九—五四〇頁
- (16) 前掲同書、六三九—六四二頁
- (17) 前掲同書、九〇三—九〇四頁
- (18) 日枝神社編『日枝神社史』日枝神社御鎮座五百年奉賛会、昭和五十四年
- (19) 藤本頼生「近代における都市行政官僚と神社―神社局長佐上信一の神社観とその施策から―」(『神道史研究』第五十七卷第一号所収、平成二十一年)。後に、『神道と社会事業の近代史』(弘文堂、平成二十一年)所収。
- (20) 藤田大誠「近代神苑の展開と明治神宮外苑の造営―「公共空間」としての神社境内―」(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第六号所収、國學院大學研究開発推進機構研究開発推進センター、平成二十四年)
- (21) 前掲『日枝神社史』二四一—二四三頁
- (22) 前掲同書、二四四頁
- (23) 東京市『東京市史稿』遊園篇五、昭和八年、四〇三—四〇四頁
- (24) 前掲同書、四〇六—四〇七頁
- (25) 当時、湯島神社と称したが、本稿では湯島天満宮にて統一する。
- (26) 前掲『東京市史稿』遊園篇五、八〇七—八一二頁
- (27) 明治三十九年四月三十日勅令第九十六号により供進の途が開かれる。
- (28) 原則、官国幣社では宮司・権宮司(奏任官待遇)、禰宜・主典及宮掌(判任官待遇)とするのに対し、府県社以下では社司・社掌(判任官待遇)である。
- (29) 宮西惟助 明治六年〜昭和十四年。大正八年、官幣大社日枝神社宮司を拝命。神明奉仕の傍、全国神職会、國學院大學院友会等の役員を歴任し、神社界の発展に多大な功績があった。又、関東大震災に際しては、東京府神職会会長として罹災神社の復興対策に尽力した。
- (30) 前掲『日枝神社史』二五八—二五九頁
- (31) 本稿では神宮文庫所蔵本『神社協会雑誌』全三十七卷(国書刊行会、昭和五十九年〜六十年)及び復刻神社協会雑誌編纂委員会編『別巻神社協会雑誌総目次・総索引』(国書刊行会、昭和六十年)を参照した。
- (32) 神社協会『神社協会雑誌』第十一号、明治三十六年一月、五七頁
- (33) 『神社協会雑誌』第五年(明治三十九年)第十二号、一〇一—一六頁
- (34) 『神社協会雑誌』第六年(明治四十年)第五号、六一—八頁
- (35) 『神社協会雑誌』第二十年(大正十年)第十二号、二二—二四頁
- (36) 『全国神職会会報』明治四十年五月号、四五—四六頁。本稿では宮地正人・阪本是丸監修『全国神職会会報(復刻版)』第一七卷(ゆまに書房、平成三年)を参照した。
- (37) 『神社協会雑誌』第十八年(大正八年)第七号、三—八頁
- (38) 『神社協会雑誌』第二十四年(大正十四年)第五号、六

―一二頁

(39) 『神社協会雑誌』第二十四年(大正十四年) 第三号、四

二―五二頁。ちなみに八則とは

一、神社境内は公園に非ず

二、神社境内は私庭に非ず

三、神社境内は植物園に非ず

四、神社境内は動物園に非ず

五、神社境内は学校に非ず

六、神社境内は娯楽場に非ず

七、神社境内は神祇のみの境地に非ず

八、奈何乎神社境内

である。

(40) 青井哲人『植民地神社と帝国日本』吉川弘文館、平成十七年

(41) 営繕管財局国有財産課編『社寺境内地ニ関スル沿革的法令集』大正十五年、一二頁

(42) 『神社協会雑誌』通号第十号、明治三十五年十二月、六〇―六一頁

(43) 明治八年六月二十九日地租改正事務局達乙第四号「社寺境内外区画取調規則」(前掲「社寺境内地ニ関スル沿革的法令集」、二二―二四頁)の第一条に「社寺境内ノ儀ハ祭典法用ニ必需ノ場所ヲ区画シ更ニ新境内ト定其餘悉皆上知ノ積取調ヘキ事」と規定され、以後、神社行政における境内地の定義となった。

(44) 前掲『社寺境内地ニ関スル沿革的法令集』、三四―一頁

(45) 『神社協会雑誌』第五年(明治三十九年) 第五号、五四―五五頁

(46) 『神社協会雑誌』第五年(明治三十九年) 第八号、五二頁

(47) 『神社協会雑誌』第五年(明治三十九年) 第十二号、五六頁

(48) 東京市『東京市史稿』市街篇七十五、七四七―七四八頁

(49) 前掲『社寺境内地ニ関スル沿革的法令集』、三三四頁

(50) 前掲同書、三三四―三三五頁

(51) 前掲同書、三三五頁

(52) 稲村貞文・宮尾詮『神社行政法講義』集成堂、明治四十四年、七〇八頁

(53) 櫻井稲麿『現行神社法令通解』帝国神祇学会、昭和二年、六四―六五頁

(54) 東京都『東京の公園―その90年のあゆみ』一九六三年、四五頁

(55) 神社本庁編『神社制度調査会議事録②』近代神社行政史叢書Ⅱ、平成十二年、九九頁

(56) 前掲『公園の誕生』、一二頁、六六頁

(57) 神社制度調査会において、神社と公園について言及されるのは第三十六回のみである。

(58) 「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」(昭和二十二年四月十二日法律第五十三号改正)

(59) 昭和二十二年三月六日内務省発第一三四通牒「公園地内にある社寺等の境内地の処分について」

(60) 京都府立総合資料館所蔵「社寺境内外区別取調帳」(二〇郡区全二〇冊)、「社寺境内外区別図」(二〇冊)、「社寺境内外区別図面」(二三冊) 何れも明治八年から一八年頃に地租改正事業の報告書として作成。

- (61) 太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第二百五十三卷・教法四・神社二。件名「社寺ノ資金ヲ以栽植セシ樹木ハ神官僧侶ニ下附セス」、件名番号034。国立公文書館所蔵 請求番号 本館Z400900・太00476100。大蔵省管財局編『社寺境内地処分誌』昭和二十九年、一三〇—一三一頁
- (62) 遠江国一宮小國神社の社家で賀茂真淵の有力な門人であった小國重年は十万本近い杉檜の植林を行っている(塩澤重義『国学者小國重年の研究』羽衣出版、平成十三年)。
- (63) 前掲『明治以降神社関係法令史料』、一四〇—一四一頁
- (64) 前掲同書、一五八—一五九頁
- (65) 中田薫「御朱印寺社領の性質」(『法制史論集』第二卷所収、岩波書店、昭和十三年、初出は『国家学会雑誌』二卷一・一、二二号、明治四十年)及び「徳川時代に於ける寺社境内の私法的性質」(前出『法制史論集』第二卷所収、初出は『国家学会雑誌』三〇卷一〇・一一号、大正五年)
- (66) 前掲『社寺境内地ニ関スル沿革的法令集』、二三八頁
- (67) 前掲同書、二四三—二四四頁
- (68) 前掲同書、二六〇—二六二頁
- (69) 東京市『東京市史稿』市街篇七十五、七五五—七五六頁
- (70) 阪本是丸「近代の神社神道と経済問題」(『神道と現代・上』神道文化会、昭和六十二年)。後に『国家神道形成過程の研究』(岩波書店、平成六年)所収。
- (71) 『神社協会雑誌』第二十二年(大正十二年)第七号、一—七頁
- (72) 京都府社寺課林苑係『社寺林苑計画並管理経営』昭和期
- (73) 滋賀県学務部社寺兵事課編『社寺林苑提要』昭和十七年
- (74) 中嶋節子「近代京都における「神苑」の創出」(『日本建築学会計画系論文集』第四九三号所収、一九九七年)
- (75) 中嶋節子「稻荷山の景観」(伏見稻荷大社御鎮座千三百年史調査執筆委員会編『伏見稻荷大社御鎮座千三百年史』第三章、伏見稻荷大社、平成二十三年)
- (76) 『神社協会雑誌』第二十四年(大正十四年)第九号、二六—三四頁
- (77) 上原敬二「社寺境内の設計」嵩山房、大正八年

(神社本庁総合研究所録事)